

これまでの大学関連予算の科学技術関係予算への計上について

国立大学法人運営費交付金については、従来は科学技術の推進に資する部分を計上するとの考え方により一定の係数を乗じることで科学技術関係部分を抽出してきた。すなわち、国立大学法人決算を人件費と物件費に分け、①人件費については大学院担当教員分、②物件費については研究経費分を抽出し、その合計額のうち国立大学法人運営費交付金から支出された金額を推定し、その金額の予算額に対する割合を係数としてきた。

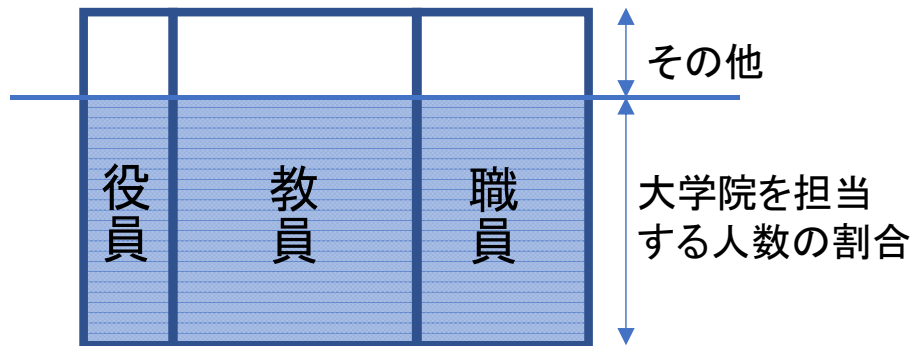
しかしながら、科学技術関係予算に計上された金額と国立大学が有する主な機能（研究、教育、診療）の関係がわかりにくいこと、また、結果として運営費交付金の約9割が科学技術関係予算に計上されている状況であり、エビデンスに基づく政策の推進の観点から計算方法の改善が必要と考えられる。

私学助成等についても同じ考え方で科学技術関係予算に計上してきた。また、大学の施設整備費等については、その整備の重要性に鑑み、その全額を科学技術関係予算に計上してきたところである。これらについても、運営費交付金と同様に集計方法の改善が必要と考えられる。

国大運交金のうち「科学技術関係経費」分の算出の考え方(従来)

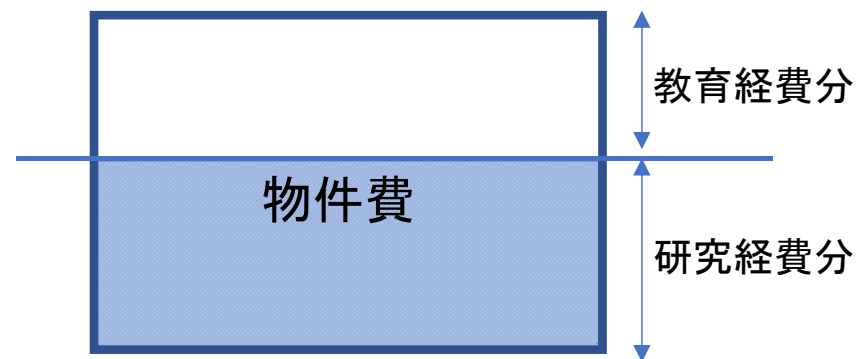
国立大学法人決算を人件費と物件費に分け、①人件費については大学院担当教員分、②物件費については研究経費分を抽出し、その合計額のうち国立大学法人運営費交付金から支出された金額を推定し、その金額の予算額に対する割合を係数としてきた。

① 人件費



(運交金、診療収入、その他収入が財源)

② 物件費



(運交金、診療収入、その他収入が財源)